

会議規則第159条（協議又は調整を行うための場）改正等 に伴う基本条例施行に係る要綱の一部改正について

平成25年12月24日及び同月27日開催の議会運営委員会において確認されました福島市議会会議規則第159条（協議又は調整を行うための場）改正(案)及び協議又は調整を行うための場に関する申し合わせ(案)に伴い、下記要綱について一部改正が必要となるものです。

記

- 1、福島市議会政務活動費検討会設置要綱 別紙4-1
- 2、福島市議会広報委員会設置要綱 別紙4-2
- 3、福島市議会政策討論会実施要綱 別紙4-3
- 4、福島市議会改革検討会設置要綱 別紙4-4